

国立大学法人東海国立大学機構 名古屋大学 グローバル 30 国際プログラム

自動車工学プログラム(機械工学)教員公募

1. 募集人員 准教授 1 名
2. 所属 国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学大学院工学研究科
(グローバル 30 自動車工学プログラム担当)
3. 専門分野 機械力学, 制御工学, 自動車工学
4. 担当科目 機械力学, 制御工学, 自動車工学, 設計製図, 学生実験, 自動車工学特論(大学院)等, 年間 8 コマ程度(1 コマ=90 分×15 週)
5. 応募資格
 - 1) 機械工学, 自動車工学の分野での教育経験のある方
 - 2) 学部および大学院レベルの学生を指導する能力のある方
 - 3) 大学の国際プログラムに広く参加する意欲がある方
 - 4) 高いコミュニケーション能力を持ち, 学生、教員、事務局、地域社会と交流できる能力をお持ちの方
 - 5) 本コースにおける教育研究を行うに際して十分な英語力を有する方
 - 6) 自動車工学または関連分野の博士号を取得された方
6. 望ましい資格・経験など
 - 1) 多文化環境での勤務経験のある方
 - 2) 日本語能力 (必須ではありません)
 - 3) 自動車業界での研究開発経験のある方
7. 勤務形態
常勤 (任期あり, 着任後 5 年)
当初の雇用期間は, 2024 年 10 月 1 日から 2029 年 9 月 30 日まで (ただし、雇用開始日より雇用期間が変更になる場合があります)。職務遂行能力等を考慮して、雇用はさらに 5 年間更新(延長)される可能性があります。
8. 給与
東海国立大学機構名古屋大学年俸制適用教員給与規程に従って支払われます (年俸制)。
https://education.joureikun.jp/thers_ac/act/frame/frame110001585.htm
9. 応募書類 (原則として PDF 形式とし, 日本語または英語で作成してください。)
 - 1) カバーレター
 - 2) 履歴書 (国籍、大学卒業年月を明記すること)
 - 3) 学位証明書 (修了証明書) 等の写し
 - 4) 推薦状 2 通。なお, 少なくとも一通は教育能力を示すもの, 一通は可能であれば多文化環境で働く能力を示すものが望ましい。推薦状は応募から 1 年以内にかかれたもので、推薦者の氏名、肩書き、所属機関名、応募者との期間と関係、連絡先を明記すること。
 - 5) 創造的かつ国際的な視点を授業に取り入れる能力を示すことができる資料 (A4 1 ページ程度)
 - 6) 論文, 国際会議論文, 学会発表, 著書, 特許等のリストと主要な業績のコピー (5 点まで)
 - 7) 卓越した教育を証明するもの (該当する場合):
 - a) 過去に担当した授業シラバスのコピー (少なくとも 2 つの異なるコースから)。
 - b) 申請者の授業を撮影したビデオ (MPEG 形式を推奨)

- c) 学生からの授業評価結果等の資料
- d) 教育に対する受賞歴など
- 8) 現在の研究分野（該当する場合）
- 9) TOEFL、TOEIC、英検などの英語能力の証明（該当する場合）

※なお、1)～9)のデータはPDF形式で、7)-b)についてはMPEG形式でご提出ください。

10. 応募締め切り

令和6年6月30日(日) 必着

11. 選考方法

書類審査により候補者数名を選考し、面接を行います。選考結果は決定次第、通知します。

12. 応募書類送付先・問い合わせ先

電子応募を原則とします。上記の電子データ(PDF形式、動画ファイルはMPEG形式)を下記の連絡先まで電子メールにてお送りください。ファイルサイズが大きく電子メールに添付できない場合は、電子メールにてご連絡いただければ、ファイル送付用のURLをお知らせいたします。

ファイルの送付先・問い合わせ先

〒464-8603 名古屋市千種区不老町

名古屋大学大学院工学研究科航空宇宙工学専攻

荒井 政大

E-mail: masahiro.arai@nagoya-u.jp

電話: 052-789-3294

電子メールのタイトルは「Faculty Application for International Programs in Automotive Engineering position」としてください。

13. その他

- ・ 本公募では、研究業績、社会貢献等の評価において同等と認められた場合には、女性を積極的に採用いたします。
- ・ 応募書類に含まれる個人情報を選考・採用の目的以外には使用いたしません。また、応募書類は原則として返却いたしません。
- ・ 面接に要する交通費は支給しません。
- ・ 安全保障輸出管理の「みなし輸出」の改訂に係る手続きについて：2021年11月「外国為替及び外国貿易法」(外為法)に基づく「みなし輸出」における管理対象の明確化に伴い、大学・研究機関における教職員への機微技術の提供の一部が外為法の管理対象となりました。これに伴い、「類型該当判断のフローチャート」に基づく「類型該当性の自己申告書」の提出が必要となります。該当者には後日連絡します。また、採用時には「誓約書」の提出が必要となります。